

# 道路交通法等違反の車両等の使用者及び監督行政庁等に対する通知等について

(昭和53年12月1日)  
(柄交指第996号)

道路交通法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「ダンプ規制法」という。)等の交通関係法令違反の車両等の使用者及び監督行政庁等に対する通知等については、次により積極的に実施し、取締り効果の拡大を図るよう努められたい。

なお、昭和53年1月9日付、柄交指第8号「道路交通法等違反の雇用者及び監督行政庁等に対する通報について」(通達)は廃止する。

## 記

### 1 趣旨

法令違反1件の取締りが、その何倍もの効果を生むことができるようとするため、違反に係る車両等の使用者を監督する行政庁や当該車両等の使用者に対する当該違反内容の通知等を積極的に行い監督行政庁や車両等の使用者の自主的な安全施策を推進させるものとする。

### 2 法令に基づく通知等

#### (1) 道路交通法第108条の34関係

##### ア 対象事案

車両等の運転者が、道路交通法若しくはこの法律に基づく命令(施行令、施行規則、故障車両の整備確認の手続等に関する命令等)の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであるとき。

##### イ 通知者

公安委員会

##### ウ 通知先

(ア) 当該車両等の使用者が、道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法の規定による通運事業者であるときは、当該事業所の所在地を管轄する地方運輸局長

(イ) 当該車両等の使用者が前記(ア)の事業所以外の者であるときは、当該車両等の使用者

##### エ 報告

所属長は、前記アの事案を認知したときは別記様式第1号により警察本部長に報告

(交通指導課経由とする。以下同じ。)すること。

#### (2) ダンプ規制法第7条第2項関係

##### ア 対象事案

土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、別表に掲げる違反をしたとき

##### イ 通報者

警察本部長

##### ウ 通報先

土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する陸運支局長

##### エ 報告

所属長は、前記2(2)アの対象事案を認知したときは、様式第2号により警察本部長に報告すること。

### 3 実態通報

法令に通報の定めがない場合であっても、当該違反が行政庁等の許可若しくは監督業務にかかるもの又は車両等の使用者の業務に従事中に行われた場合等においては、その違反の実態に応じた通報を行い、監督行政庁及び車両等の使用者の行政指導(行政処分を含む。)を促進すること。

#### (1) 通報先及び対象事案

##### ア 陸運支局への通報

(ア) 道路運送法違反事件で、陸運支局の指導監督及び行政処分(道路運送法第43条、第43条の2、第102条等)等の必要があると認められるもの

(例) ○ 無免許運送事業

○ 自家用自動車の有償運送行為

○ 自動車運送事業者の運送事業に関連する違反

(イ) 道路運送車両法違反事件で、陸運支局の指導監督及び行政処分(道路運送車両法第54条、第76条、第93条、第94条の2)等の必要があると認められるもの。

(例) ○ 車体改造車両

○ 自動車整備事業者の自動車整備に関連する違反

イ 労働基準局への通報

車両等の運転者が道路交通法に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に従事中に行われ、それが当該車両等の使用者の労務管理等に問題があると認められるもの

(例) ○ 車両等の過労運転

ウ 車両等の使用者への通報

車両運転者が道路交通法に違反した場合において、当該違反行為が当該車両等の使用者の業務に従事中に行われ(違反が業務に関するものは、道路交通法第108条の34に基づく公安委員会通報事案として前記2(1)により措置されるので除く。)、当該違反行為の実態から当該車両等の使用者の指導監督をゆだねることが必要と認められるもの

(例) ○ 自動車の使用者の業務従事中に行われた飲酒運転、著しい速度超過

(2) 通報者

陸運支局及び労働基準局等関係行政庁への通報は警察本部長、車両等の使用者への通報は別記様式第3号(この様式により難いときは、この限りではない。)により所属長が行うものとする。

(3) 報告

所属長は

ア 陸運支局長又は労働基準局長への通報事案は別記様式第1号

イ 車両等の使用者へ通報したときは通報書の写により警察本部長に報告すること。

4 措置及び注意事項

(1) 交通指導課長は、公安委員会又は警察本部長が監督行政庁に通報すべき事案の報告を受理したときは、別記様式第4号又は別記様式第5号により速やかに通報すること。

(2) 実態通報については、事案の実態をは握し、車両等の使用者又は監督行政庁の指導監督を要請することが必要と認められる事案について行うものとする。

(3) 通報の対象となる道路交通法違反等には、これらの違反が原因して発生した交通事故も含むものとする。

別表※1.jtd